

「温暖化対策税制の具体的な制度の案～国民による検討・議論のための提案～(報告)」 に対する意見

2003年11月28日

地球環境と大気汚染を考える全国市民会議 (CASA)

- (1) 我が国としての温暖化防止のための取り組み方はどうあるべきかについて、ご意見をお寄せ下さい(主に本報告中、「報告の取りまとめに当たって」、「1 地球温暖化対策の現状についての認識、これに照らした温暖化対策税の特長」及び「6 温暖化対策上の効果 及び経済等への正負の影響」参照)。

[1]要旨(賛成、条件付き賛成、反対等)

日本は国内対策を重視すべきである。その方法としては、既にある技術を広く普及すべきである。また、地球温暖化対策推進大綱では原子力発電の推進が前提とされているが、原子力発電は温暖化対策には適さない。

[2]意見

- ・ 地球温暖化問題は、日本などの先進国が二酸化炭素などの温室効果ガスを大量に排出してきた過去の責任という観点から、先進国が国内対策を率先して取り組むことは国際交渉で確認されており、日本も京都議定書の「6%削減」達成のために、国内対策を重視していくべきである。しかしながら、2001年の温室効果ガスの排出量は基準年比で5%も増加しており、現行の施策がほとんど効果をあげていないと言わざるを得ない。その要因として、実効性のある温暖化防止政策が担保されていないからに他ならない。
- ・ 確実に排出削減を実現するためには、不確実な革新的な技術開発へ過度に依存することなく、短中期的には「既存に存在する技術」を広く導入していくべきである(p.10)。さらに長期的には、技術開発・導入とともに需要面でのエネルギー消費を大幅に削減する経済社会、「温暖化防止社会」を構築していくべきである。
- ・ 地球温暖化対策推進大綱関連予算として1兆3,200円という数字が示されているが、「原子力の推進のための対策」については(p.10-11)近年多発している原子力発電の事故や東京電力の情報隠蔽問題、放射性廃棄物の処理方法の問題などが山積しており、環境対策という観点から原子力発電の推進は温暖化対策と位置づけるべきではない。原子力発電が温暖化対策に適さないことは、「ボン・マラケシュ合意」の条約交渉で多くの国が主張したことからも明らかである。こうした環境対策に資さない項目を温暖化対策の予算に含むべきではない。なお我々の研究によれば、原子力発電のコストは他の電源に比べても決して安価ではなく、経済的に不合理であることを指摘しておく。(CASA「原子力発電はほんとうに安いか～原子力発電コストについての検討～」2000年6月、<http://www.netplus.ne.jp/casa/index1.htm>に掲載)

[3]理由

- ・ 国内対策の重視は国際交渉で確認された原則である。
- ・ 「6%削減」という短中期的な目標を確実に達成するためには、不確実な革新的な技術開発に依存することはできない。
- ・ 地球温暖化対策推進大綱関連予算の内訳は、一般的な市民の理解では納得できる内容ではない。

- (2) 温暖化防止のための施策として、温暖化対策税を活用することについて、御意見をお寄せ下さい(主に本報告中、「1 地球温暖化対策の現状についての認識、これに照らした温暖化対策税の特長地球温暖化問題 についての認識、温暖化対策税の特長」及び「6 温暖化対策上の効果及び経済等への正負の影響」参照)。

[1]要旨(賛成、条件付き賛成、反対等)

道路特定財源やエネルギー税制に対して「税制のグリーン化」を実施した上で、温暖化対策税を導入することに賛成である。また、温暖化対策税では、原子力発電による電力消費へ公平に課税すべきである。

[2]意見

- ・ 昨年環境省「我が国における温暖化対策税制について(中間報告)」では、「道路等の特定財源等についても、温暖化対策の観点に立って、課税の在り方と用途の両面からこれを見直すという「税制のグリーン化」を推進すべきであると考えられる」と述べられており、我々は提出した意見の中でこの考え方に賛同したところである。道路特定財源、原子力発電や石炭火力発電等のエネルギー税制での「税の歪み」を是正しない限り、温暖化対策税を導入してもその効果は大きく減ぜられると懸念する。したがって、まず「税のグリーン化」を進めつつ、温暖化対策税を活用すべきだと考える。
- ・ 温暖化対策税では、化石燃料への課税だけではなく、原子力発電による電力消費へも課税すべきである。ただし、自然エネルギー(風力、太陽光、太陽熱、バイオマスなど)へは課税すべきではない。これらは、すでに炭素税を導入している欧州諸国でも実施されている。

[3]理由

- ・ 「税のグリーン化」が伴わなければ、削減効果は大きく減ぜられると懸念される。
- ・ 温暖化対策税の導入の結果、原子力発電による電力消費の価格が相対的に安くなれば、原子力発電が有利になり、環境対策という税の目的に反する。一方、自然エネルギーの普及のためには、これへの課税をすべきではない。

- (3) 温暖化対策税の課税の仕組みはどうあるべきかについて、御意見をお寄せ下さい(主に本報告中、「2 税の性格、課税要件」参照)。

[1]要旨(賛成、条件付き賛成、反対等)

原子力発電へ公平に課税すべきである。

[2]意見

- ・ 課税対象を二酸化炭素又は化石燃料としているが、原子力発電が有利になることがないように、原子力発電による電力消費に対しても公平に課税すべきである。

[3]理由

- ・ 温暖化対策税の導入の結果、原子力発電による電力消費の価格が相対的に安くなれば、原子力発電が有利になり、環境対策という税の目的に反する。

- (4) 温暖化対策税の減免・還付をはじめとする負担軽減はどうあるべきかについて、御意見をお寄せ下さい(主に本報告中、「3 税負担軽減についての考え方」参照)。

[1]要旨(賛成、条件付き賛成、反対等)

大口の二酸化炭素排出源が軽減されることになることから、温暖化対策税の負担軽減は原則として認めるべきではない。また、原子力発電による電力消費については温暖化対策税に相当するエネルギー税を課税すべきである。ただし、自然エネルギーによる発電・熱利用については免税すべきである。

[2]意見

- ・ 税負担の軽減については、二酸化炭素の削減という視点から、原則として認めるべきではない。
- ・ 「課税による影響が極めて大きいもの」(p.16)とは、鉄鋼業などのエネルギー多消費産業や輸出主導の製造業を指すと推察される。しかし、これらの産業こそが大口の二酸化炭素排出源であり、安易に軽減措置を行うべきではない。
- ・ 「温室効果ガスを排出しないもの」とは、原子力発電による電力が該当すると推察される。しかし、欧州諸国では原子力発電に対しても炭素税に相当するエネルギー税を課税しており、日本でも温暖化対策税の導入により原子力発電が有利にならないように、温暖化対策税の課税対象に組み入れるべきである。
- ・ ただし、「温室効果ガスを排出しないもの」に含まれると推察される自然エネルギー(風力・太陽光・太陽熱・バイオマス)による電力消費や熱利用に対しては、温暖化対策と環境対策の目的から免税すべきである。

[3]理由

- ・ 大口の排出源が軽減されると、温暖化対策税の目的・趣旨が損なわれる。
- ・ 温暖化対策税の導入の結果、原子力発電による電力消費の価格が相対的に安くなれば、原子力発電が有利になり、環境対策という税の目的に反する。
- ・ 自然エネルギーの普及は温暖化対策と環境対策に資する。

(5) 温暖化対策税の税収の使途はどうあるべきかについて、御意見をお寄せ下さい(主に本報告中、「4 税収の使途についての考え方」参照)。

[1]要旨(賛成、条件付き賛成、反対等)

当面は、自然エネルギーの導入普及や省エネ対策などの推進に税収の財源をあてるべきである。

[2]意見

- ・ 今回提案された温暖化対策税の目的は、温暖化対策を推進するということであり、当面、税収は温暖化対策への財源とすべきである。とくに、自然エネルギーの導入普及や省エネ対策の推進に財源をあてるべきである。

[3]理由

- ・ 温暖化対策の目的税とすると、国民の理解が得やすい。

(6) 既存エネルギー関係諸税との関係はどうあるべきかについて、御意見をお寄せ下さい(主に本報告中、「5 既存エネルギー関係諸税との関係についての考え方」参照)。

[1]要旨(賛成、条件付き賛成、反対等)

提案に反対である。道路特定財源やエネルギー税制の「グリーン化」を温暖化対策税の導入前に進めるべきである。

[2]意見

- ・ 制度設計で重要なことは、最初に政策理念を示すことである。その意味で、今回提案された温暖化対策税の制度設計については、「グリーン税制改革」の枠組みでの温暖化対策税の導入とすべきである。つまり、「既存の税収との調整」を後回しにするのではなく、道路特定財源やエネルギー税制の「グリーン化」を先に進めるべきである。

[3]理由

- ・ 「税制のグリーン化」が伴わなければ、温暖化対策税の効果が大きく損なわれる。

(7) 本報告中の「代替案の検討」で示した(1)課税の仕組み及び(2)税率の水準についての御意見をお寄せ下さい。

[1]要旨(賛成、条件付き賛成、反対等)

原子力発電が有利にならないように制度設計すべきである。また、インセンティブ効果を伴わない低い税率に設定することには反対である。

[2]意見

- ・ 化石燃料の排出を削減することは温暖化対策としては重要であるが、原子力発電が有利にならないように課税すべきである。
- ・ 温暖化対策税の目的は、インセンティブ効果によるエネルギー消費の削減であり、低い税率であれば、その効果が発揮されるとは期待できない。したがって、補助金と組み合わせる場合でも、税率はインセンティブ効果を十分に発揮できる水準とすべきである。

[3]理由

- ・ 原子力発電は、環境対策という観点から原子力発電の推進は温暖化対策とすべきではない。
- ・ 税率が低すぎるとインセンティブ効果が発揮されない。

(8) その他自由に本報告について御意見を記述してください。

[1]要旨(賛成、条件付き賛成、反対等)

原子力発電との関係についての記述がないことは問題である。また、「所得・消費に対する課税から環境負荷への課税」のように税制転換のビジョンを示すべきである。

[2]意見

- ・ 温暖化対策税制の導入に関して、原子力発電に関する記述がないことに疑問を抱かざるを得ない。欧州諸国で導入された炭素税を見ると、原子力発電が有利にならないように課税がされており、この点を制度設計では十分に考慮して頂きたい。
- ・ 温暖化対策税制の長期的なビジョンが弱いように思われる。また、ドイツの税制改革のように、「所得・消費に対する課税から環境負荷への課税」に税制を転換するという政策理念を打ち出すべきと考える。

[3]理由

- ・ 環境対策という観点から原子力発電の推進は温暖化対策とすべきではない。
- ・ 新税の導入では政策理念が重要であり、「所得・消費に対する課税から環境負荷への課税」に税制を転換するという考え方は広く受け入れられると考えられる。